

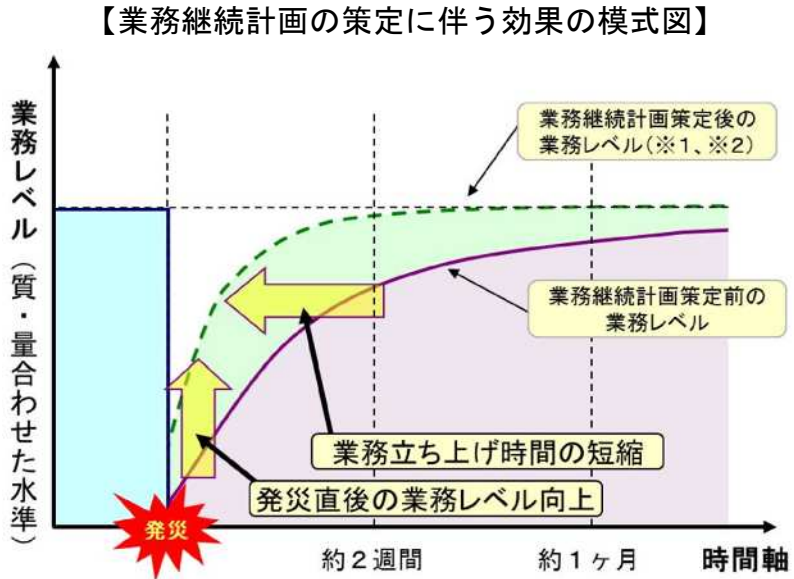
県業務継続計画の概要

1 業務継続計画（BCP＝Business Continuity Plan）とは

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画（平成27年3月策定、令和2年10月改訂（R2組織機構改正を反映））

2 計画の効果

- ・ 業務立ち上げ時間の短縮
- ・ 発災直後の業務レベル向上



出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き」（H28.2：内閣府）

3 計画の基本方針

非常時優先業務を、全庁的体制により最優先で実施し、非常時優先業務以外の通常業務は、積極的に休止、縮小

4 計画の対象組織

知事部局（振興局等を含む）、教育庁、県立病院局、工業用水道部

5 代替庁舎

被災により庁舎が使用不能となった場合の代替庁舎を選定

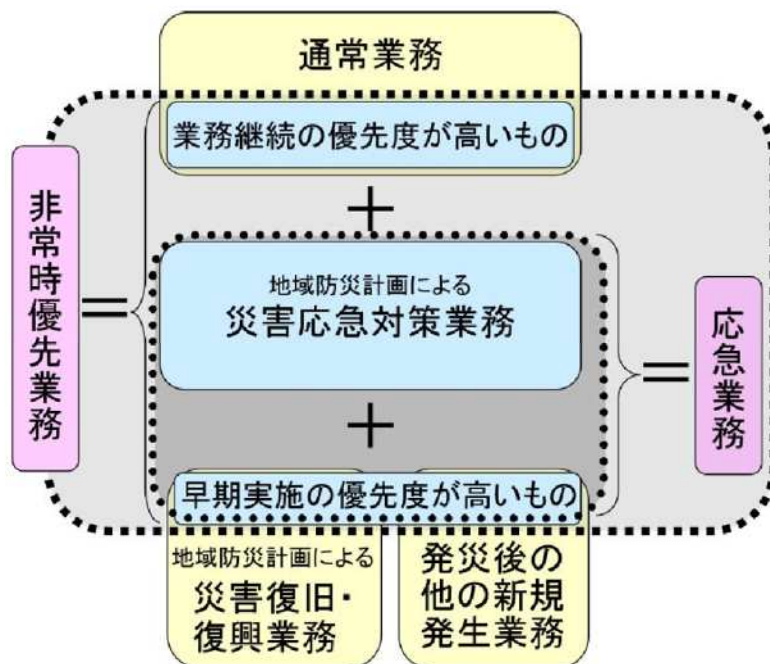
- ・ 県庁舎の代替庁舎（第1候補）：鹿児島地域振興局 本庁舎
- ・ 振興局等本庁舎の代替庁舎（第1候補）

鹿児島：県民交流C	大 隅：大隅加工技術研究C	瀬 戸 内：瀬戸内町役場
南 薩：農業開発総合C	熊 毛：農業開発総合C熊毛支場	喜 界：喜界町役場
北 薩：川薩保健所	屋久島：屋久島町役場本庁舎	徳 之 島：徳之島保健所
始良・伊佐：始良保健所	大 島：大島支庁別館	沖永良部：家畜保健衛生所和泊町駐在

6 非常時優先業務

- 応急業務
地域防災計画による災害応急対策業務等
- 優先すべき通常業務
通常業務のうち、業務継続の優先度が高いもの
→ 業務開始目標時間（1h, 3h, 12h, 1d, 3d, 1w, 2w）の設定

【非常時優先業務のイメージ】



出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き」（H28.2：内閣府）

7 非常時優先業務の実施体制

- ・ 本庁の各部局等で人員が不足する場合は、他部局等が応援
- ・ 振興局等で人員が不足する場合は、他振興局等又は本庁が応援

8 業務継続のための執務環境の確保

庁舎	新耐震基準による設計や補強工事等により、想定地震による甚大な被害はなし
ライフライン	停電時に稼働する非常用電源の確保
	N T T回線以外に、防災行政無線や衛星電話等の複数の通信手段の確保 など